

## 第Ⅳ章　まとめ

神高池北西古墳の調査において検出・確認できた資料は、往古からの開発等による破壊・攪乱を免れた残余の僅少部分であり、その概要は前述したとおりである。

出土量では大半を占めた、後代の「再利用」その他に係わる中世土器類を除き、主として石室に関する所見と、本古墳における古墳祭祀を端的に示す資料とみられる「暗文付土師器」（＝「畿内産土師器」）から窺うことができる性格等について考察した。

乏しい遺存資料の限界内ではあるが、主体部としての石室の形態、系譜等や副葬品乃至は埋葬・追葬儀礼等に充てたと想定される遺物の諸相等を通じ、本古墳の属性・年代等について試みたところである。

### 第1節　石室造営の技法等

横穴式石室を大きさで分類した場合、「巨石墳」を大型とし、終末期の単葬用小石室等を小型とすれば、大・中・小型に三分でき、神高池北西古墳は中型に属することになる。一般に、石室や石材の規模は、造営主体の政治・経済・社会的力量と技術水準に制約されるであろう。中型という分類は、本古墳造営主体の一面を反映していると考えられる。

このことは、石積みの技法にも表れている。一般に横穴式石室壁面の強度・安定性を確保するためには、「控え」の効果が期待できる小口積みがより有効な技法であると考えられる。ところが、本古墳の側壁石組みは、基底石に限るが、小口積みではなく横口積みを採用している。横口積みに比較して、小口積みの方が遙かに大形で大量の石材を要することを考慮すれば、本古墳は石材の省量化を意図したものと考えられる。本古墳の造営主体は、政治・経済・社会的および技術的力量の限界により、「巨石墳」を造営するまでには至らず、相対的に石材の量を軽減し得る対応として横口積み工法を採用したのであろう。

ただし、側壁に横口積みが採用される要因として、県西の「三豊型横穴式石室」（國木 1988）<sup>2)</sup>に見られるような地域的技術の伝承・伝統に由来する可能性も想定すべきであろう。

### 第2節　暗文付土師器（＝「畿内産土師器」）について

本古墳の出土遺物のうち、古墳の時期・性格等を示す資料は僅少であった。その中で、調査時点まではあまり報告例をみなかった暗文付土師器杯片を検出することができた。ただし、本資料は低温焼成土師器の通例として器質軟弱で吸水性が高く、復元時の泥・汚れ除去等に伴い暗文がほとんど消失した。検出時に視認できた暗文は不明瞭となり、残念ながら図示できなかった。

暗文付土師器杯は、石室内の奥壁に向かって右の側壁寄りで、2ヶ所の細片群として検出された。接合した結果、2個体分の暗文付土師器杯片が復元できた。原位置を厳密に保ってはいないが、およその供献位置を示すとみられ、層位は下位に相当する（第8図）。

それでは、これら暗文付土師器をどのように評価すべきであろうか。県内の出土事例を見てみたい。

本墳周辺では、『南山浦古墳群』があげられる。直線距離にして東方約3km、日常的接触・交流圏域内といえる位置にあって、独立丘陵石清尾山塊の東斜面に分布する。この南山浦9・10・11・13号墳から、計7点の暗文付土師器杯・高杯が出土しており、報告者は「埋葬後の葬送儀礼が執り行われ、その際、暗文杯は非常に重要な位置を占めていたらしい。（中略）南山浦古墳群を形成した集団がもつ個性的な葬送儀礼」（藤井1985）<sup>11)</sup>であると記されている。

一方、香川郡香川町『清谷1号墳』では、暗文台付皿が出土しており、「畿内色の強い横穴式石室を築造し利用する集団が、葬送儀礼に使用する供膳形態として暗文土師器を重視しつつ（中略）畿内政権との密接な関係」（國木1996）<sup>12)</sup>にあったと指摘されている。



第20図 暗文付土師器出土地分布図

No.	遺跡名	遺構名	出土位置	遺物No.	器種	径	高	暗文様	記事	時期	資料
①	神高池北西古墳 高松市	横穴式石室	玄室	24 48	壺B 壺B			見込螺旋右上り斜放射	口縁内面直下に凹線	8C 〃	本書 〃
②	塚谷古墳 三木町	横穴式石室	石室内	2131	壺			放射状		飛鳥IV	
	" "	"	側壁抜取穴	2132	壺			見込螺旋・左上り放射状	赤色顔料・搬入or模倣	飛鳥III	14)
	" "	"		2134	壺			見込螺旋・右上り放射状	"	"	"
	" "	"	玄室+前庭	2135	壺			見込螺旋・右上り2段放射状	"	飛鳥IV	"
	" "	"	抜穴+前庭	2136	壺			見込螺旋・左上り放射状	"	飛鳥IV	"
	" "	"	床直・伏位	2137	壺			見込螺旋・右上り2段放射状	"	飛鳥IV	"
③	漆谷1号墳 高松市	横穴式石室	羨道部	1	皿			見込螺旋・左上り放射		8C	34)
④	久本古墳 高松市	横穴式石室	羨道	115	壺			左上り放射状		7C初-中葉	35)
⑤	南山浦9号墳 高松市	横穴式石室	羨道	105	壺A I	4.4		右上り放射		平城 II.725AD	11)
	南山浦10号墳 〃	"	袖石脇	210	壺A I	3.7	17.4	見込螺旋右上り斜放射	完形・裏返し	平城 I.710AD	"
	" "	"	"	211	壺A I	4.7	19.3	"	裏返し	平城 II.725AD	"
	南山浦11号墳 〃	"	玄門中間	332	壺A I	5.9	18.7	3重螺旋・連弧2段放射		飛鳥IV.7C4四	"
	南山浦13号墳 〃	"	玄室左袖口	611	高壺	2段右上り斜格子放射		2段右上り斜放射		"	"
	" "	"	玄室右袖口	612	壺C	見込螺旋左上り放射		丸底化		"	"
⑥	古宮古墳 〃	"	羨道奥	42	皿	12.4	2.5	見込のみ外周環状放射	口縁内面直下に凹線	飛鳥V.7C末~8C初	本書
	" "	"	羨道部	44	壺A	18.8	4.6	右上り斜放射状	口縁内面直下に凹線	飛鳥V.7C末~8C初	"
	" "	"	羨道部	45	壺C	17.6	5.6	右上り斜放射状	口縁内面直下に凹線	"	"
⑦	鬼無大塚古墳 〃	"	玄室	46	壺A			2段右上り放射状		飛鳥V.7C末~8C初	本書
⑧	清谷1号墳 香川町	横穴式石室	玄室敷石上	3	台付皿	22.8	5.4	やや右上り放射状	外面ヘラ磨き	飛鳥III7C後半古	12)
⑨	竜満山1号墳 香川町	横穴式石室	玄門床面	26	壺C	12.7	4.4	放射状		九州式石室	23)
⑩	鶴ヶ峰1号墳 坂出市	横穴式石室			壺C I 壺A I			放射状 2段右上り放射状	鶴ヶ峰西南尾根	飛鳥II.7C2四半期 飛鳥IV.7C4四半期	9) "
⑪	緑塚10号墳 大野原町	横穴式石室	玄室右側壁	3	壺			右上り斜放射状		8C末葉	36)
	" "	"	"	4	壺			右上り斜放射状		"	"
	" "	"	"	5	壺			左上り斜放射状		"	"
	" "	"	"	7	椀			見込螺旋放射状		"	"
	" "	"	"	8	椀			放射状		"	"
⑫	平岡遺跡群 大野原町	古墳/住居址	包含層	8	壺			放射状			37)

第2表 暗文付土師器出土古墳一覧

上記のように、県内出土の暗文付土師器類は、従来はむしろ極めて稀な例に属する遺物という評価が見られたのである。しかし、近年までに古墳から出土する暗文付土師器は漸増し、第2表とのおり管見の範囲でも幾つかの古墳で確認されている。さらに、下川津遺跡や川津一ノ又遺跡で知られるように、集落遺跡での大量出土例等も加えられた。このようにして、暗文付土師器は「特異な存在」から既に一定の普及を見せ、

ある程度は普遍的に見られるようになったのである。

今回、改めて見てみると、県内の古墳及び集落その他の遺跡で出土した暗文付土師器報告例は、管見の範囲でも総数450点近くを数える事ができた。この数字には「確実な」「畿内産土師器」以外に「模倣品」または「畿内系土師器」と呼称されるものも含んでいる。このように暗文付土師器出土例が県内で顕著な増加をみせたとはいえ、同時代の大多数の遺跡では勿論出土せず、その限りでは稀ともいえる遺物である。

さて、暗文付土師器が大量に出土した下川津遺跡と川津一ノ又遺跡では、次のような評価が与えられている。それは、搬入品とするには不自然であり、県内の出土例がほとんど古墳副葬等に見られる小点数であることから、「これら「畿内産土師器」に近似する土師器は畿内からの搬入品ではなく、下川津遺跡周辺、つまり坂出市南部がこれらの土師器の生産地であるかもしくは集積地であったと理解するのが妥当で（中略）讃岐国で生産されたものと考えられ（中略）消費地としての飛鳥・藤原地域で出土する土師器は（中略）貢納された品を消費して（中略）結果的には畿内の土師器ではある」と指摘されている（片桐1997）16。

一方、「畿内産土師器」の論考が多い林部氏によれば、「畿内産土師器」は「七世紀後半以降の律令官僚制の整備や、それにともなう大量の官人層の出現と、その特殊な生活形態の存在を前提として（中略）宮都でくりひろげられる儀式や宴会、さらに律令国家をさえた役人の特殊な生活形態（給食など）に対応するため、特別につくりだされた」とものとされている（林部1992b）9。さらに、「畿内産土師器」は、瀬戸内海沿岸地域では集落遺跡からの出土が多く、さらに飛鳥時代だけに限ると古墳からの出土がきわめて多いことを指摘している（林部1992a）10。

以上のように、讃岐から暗文付土師器が畿内にもたらされていた可能性を考えると、下川津遺跡や川津一ノ又遺跡に関わった集団が畿内と強いつながりをもっていたとも考えられる。さらに、飛鳥II（7世紀第2四半期）～平城II（8世紀中葉）において古墳出土例が継続的にみられることは、全国的にみても古墳出土例が高いという瀬戸内海沿岸地域の「畿内産土師器」受容傾向を、讃岐は顕著に示している。このことは、畿内＝律令国家体制とのかかわりが大きく、土器そのものに律令国家の制度や理念を象徴的に体现して、畿内との一体性がきわめて強い地域という特色（林部1992b）9を反映しているものと考えられる。

以上のことを考えると、暗文付土師器が出土した神高池北西古墳は、畿内とのつながりが想定されよう。後述するように、神高池北西古墳の築造は7世紀前葉であり、暗文付土師器は7世紀末～8世紀前半と空白期間があるが、暗文付土師器を石室に納めた者は畿内とのつながりが想定できよう。さらに、暗文付土師器を石室に納める行為は、祭祀に伴うものか追葬時の副葬品かは判断しかねるが、古墳を築造した集団と暗文付土師器を納めた者との間には何らかの関係が想定され、憶測の範囲を出ないが、畿内との強いつながりが古墳造営時期にまで遡る可能性はある。

### 第3節 神高池北西古墳の年代

本古墳の年代観を示す資料としては、原位置を保たず遺存状況も劣悪ながら、古墳の造営や祭祀に供献されたと考えられる土器類がある。これらは①築造時（地鎮具等を含む）、②初葬時、③追葬時、④それ以後の墓前祭祀等の各時期に際して使用されたであろうが、極度の搅乱で、当初の供献状態や先後関係についての確認および復元はほとんどできなかった。

そうした中にあって、数少ない個々の遺物から知り得た個々の年代観は、前述の遺物の項に記す通りである。それらを年代順に配列すれば、一定範囲の年代幅を知り得ることになる。ただし、これらは古墳の造営当初から最終墓前祭祀に至る全期間の年代幅であるとの想定の域に止まるものである。

本古墳の年代について、上記の意味での指標となる遺物は次の通りである。

①土師器 特徴的な遺物として注目できるのが、遺物No.24 暗文付土師器（畿内産土師器）で「杯B」タイプある。平城II期（8世紀前葉）のものと考えられる。遺物No.48も、同じく暗文付土師器で「杯B」タイプである。飛鳥V（平城）I期とみられる。No.24に先行した7世紀末葉～8世紀初頭のものであろう。

②須恵器 遺物No.04は、須恵器平瓶口縁部片である。遺物No.16は、須恵器高杯蓋片である。頂部を欠い